

企業内容等の開示に関する省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 証券取引法（昭和二十三年法律第二五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>ホ 同条第一項第十号の二に掲げるもの</p> <p>ヘ 証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの</p> <p>ト 法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>チ 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの</p> <p>リ 同条第一項第十号の三に掲げるものであつて、前各号に掲げる有</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 証券取引法（昭和二十三年法律第二五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの</p> <p>ヘ 法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>ト 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの</p> <p>(新設)</p>

価証券に係る権利を表示するもの

二六の二 (略)

六の三 カバードワラント 法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四 預託証券 第一号リに掲げるものをいう。

六の五 コマーシャル・ペーパー 第一号へ又はトに掲げるものをいう。

六の六 外国譲渡性預金証書 第一号チに掲げるものをいう。

七九の二 (略)

九の三 オプション 法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十二十 (略)

二十の二 内国会社 第一号イ、八又はへに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者(会社に限る。)をいう。

二十の三 外国会社 第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者(法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。)及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者(外国法人に限る。)をいう。

二十の四三十一 (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第九条 法第五条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を

二六の二 (略)

(新設)

(新設)

六の三 コマーシャル・ペーパー 第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四 外国譲渡性預金証書 第一号トに掲げるものをいう。

七九の二 (略)

(新設)

十二十 (略)

二十の二 内国会社 第一号イ、八又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三 外国会社 第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者(法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。)をいう。

二十の四三十一 (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第九条 法第五条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を

含む。以下この項において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一～四の二（略）

四の三 カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ 第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五～八（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十条 法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ ホ（略）

へ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契

含む。以下この項において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一～四の二（略）

（新設）

五～八（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十条 法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号又は第六号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ ホ（略）

（新設）

約書の写し

ト 当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に

関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 前号ロからトまでに掲げる書類

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ〜ホ (略)

三の二〜六 (略)

2 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は
売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のう
ち第一条第一号イ、ロ、ハ、ホ又はリに掲げる有価証券を発行する者に
あつては第十一号様式、同号へに掲げる有価証券を発行する者にあつて
は第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録
書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価

(新設)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 前号ロからホまでに掲げる書類

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ〜ホ (略)

三の二〜六 (略)

2 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は
売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のう
ち第一条第一号イ、ロ又はハに掲げる有価証券を発行する者にあつては
第十一号様式、同号ホに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一
号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を
作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価

証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号イ、ロ、ハ、ホ又はリに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号へに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ 二 (略)

ホ 第十条第一項第一号ホ、へ又はトに掲げる書面

二 (略)

2 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の

証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号イ、ロ又はハに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号ホに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ 二 (略)

ホ 第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二 (略)

2 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の

発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第五項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ〜ハ（略）

二 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ 当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に關して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二（略）

2（略）

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条（略）

2 法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハ又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第五項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ〜ハ（略）

（新設）

（新設）

二（略）

2（略）

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条（略）

2 法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、コーポラル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券（株券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ〜ワ（略）

二〜十一（略）

三〜八（略）

一 提出会社の発行に係る有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。）以外の社債券、コーポラル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書を除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第三項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が五億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ〜ワ（略）

二〜十一（略）

三〜八（略）

○ 企業内容等の開示に関する省令

改 正 案

第一号様式

有 価 証 券 通 知 書
 { 企業内容等の開示に関する省令 }
 { 第 一 条 に 基 づ く 有 価 証 券 通 知 書 }

1 (略)

2 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件(イ)

区 分		発行 (売出) 数	発行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 式	株 主 割 当					
		その他の者に対する割当					
		一 般 募 集					
		(発起人の引受株式)					
		計 (総発行株式)					
	社 債	社 債					
		コマーシャル・ペーパー					
		カバードワラント					
	預 託 証 券						
	売 出 し の 場 合	株 式					
社 債							
コマーシャル・ペーパー							
カバードワラント							
預 託 証 券							

現 行

第一号様式

有 価 証 券 通 知 書
 { 企業内容等の開示に関する省令 }
 { 第 一 条 に 基 づ く 有 価 証 券 通 知 書 }

1 (略)

2 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件(イ)

区 分		発行 (売出) 数	発行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 式	株 主 割 当					
		その他の者に対する割当					
		一 般 募 集					
		(発起人の引受株式)					
		計 (総発行株式)					
	社 債	社 債					
		コマーシャル・ペーパー					
		カバードワラント					
	預 託 証 券						
	売 場 出 合 し の 場 合	株 式					
社 債							
コマーシャル・ペーパー							

(記載上の注意)

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 新規発行(売出) 有価証券

(1)～(3) (略)

(4) 「発行(売出)数」欄は、株式については「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄の区分に従い記載し、社債、コマーシャル・ペーパー及びカバードワラントについては記載を要しない。

(5)～(9) (略)

(10) カバードワラントについては、当該カバードワラントに表示されるオプションの内容及び決済の方法を「摘要」欄に記載すること。

(11) 預託証券については、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容を「摘要」欄に具体的に記載すること。

(ニ) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

(1) (略)

(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

(3)～(6) (略)

(ホ) 有価証券の引受けの概要

(1) (略)

(2) 社債、カバードワラント及び預託証券の引受けについては、引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

(3) (略)

(ヘ) 過去2年以内における募集又は売出し

(1) (略)

(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

(3) 社債及びカバードワラントについては、「発行(売出)数」欄の記載を要しない。

(4) (略)

こと。

(ト) (略)

(記載上の注意)

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 新規発行(売出) 有価証券

(1)～(3) (略)

(4) 「発行(売出)数」欄は、株式については「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄の区分に従い記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては記載を要しない。

(5)～(9) (略)

(新設)

(新設)

(ニ) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

(1) (略)

(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

(3)～(6) (略)

(ホ) 有価証券の引受けの概要

(1) (略)

(2) 社債の引受けについては、引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

(3) (略)

(ヘ) 過去2年以内における募集又は売出し

(1) (略)

(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を記載すること。

(3) 社債については、「発行(売出)数」欄の記載を要しない。

(4) (略)

こと。

(ト) (略)

改 正 案

現 行

第二号様式

有 価 証 券 届 出 書

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～5の2 (略)

5の3 新規発行カバードワラント(7-3)

5の4 新規発行預託証券(7-4)

6・7 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(ウ)

(1)～(3) (略)

(4) 売出カバードワラント

(5) 売出預託証券

2 (略)

第3 (略)

第二部 (略)

第三部 保証会社等の情報

第1 (略)

第2 (略)

第3 指数等の情報(7-7)

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

2 当該指数等の推移

第二号様式

有 価 証 券 届 出 書

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～5の2 (略)

(新設)

(新設)

6・7 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(ウ)

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

第3 (略)

第二部 (略)

第三部 保証会社等の情報

第1 (略)

第2 (略)

(新設)

第四部 (略)

(記載上の注意)

1 一般的事項

(略)

2 個別事項

(イ)～(ホ) (略)

第一部 証券情報

(イ)～(イ-2) (略)

(イ-3) 新規発行カバードワラント

(1) 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。

(2) 当該カバードワラントの発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。

(3) (1)及び(2)の記載事項以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

(イ-4) 新規発行預託証券

(1) 届出書に係る新規発行預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。

(2) 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。

(3) 当該預託証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。

(4) (1)から(3)までの記載事項以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

(イ)～(イ-2) (略)

第二部 企業情報

(イ)～(イ-2) (略)

第三部 保証会社等の情報

(イ-3)～(イ-5) (略)

(イ-6) 保証会社以外の会社の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社(例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者)の企業情報について記載すること。

(1) 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会名等を記載すること。

(2) 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第三部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

(イ-7) 指数等の情報

第四部 (略)

(記載上の注意)

1 一般的事項

(略)

2 個別事項

(イ)～(ホ) (略)

第一部 証券情報

(イ)～(イ-2) (略)

(新設)

(新設)

(略)

第二部 企業情報

(イ)～(イ-2) (略)

第三部 保証会社等の情報

(イ-3)～(イ-5) (略)

(イ-6) 保証会社以外の会社の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

(1) 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会名等を記載すること。

(2) 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第三部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

(新設)

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

(1) 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

(2) 「当該指数等の推移」については、当該指数等の有価証券届出書提出日の直近5年間の年別最高・最低値及び直近6月間の月別最高・最低値を記載すること。

第四部 特別情報

(2)・(3) (略)

第四部 特別情報

(2)・(3) (略)

改 正 案	現 行
<p>第二号の二様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u></p> <p>第一部 証券情報</p> <p><u>第 1 募集要項</u></p> <p>1～5の2 (略)</p> <p><u>5の3 新規発行カバードワラント</u></p> <p>-----</p> <p><u>5の4 新規発行預託証券</u></p> <p>-----</p> <p>6 (略)</p> <p><u>第 2 売出要項</u></p> <p><u>1 売出有価証券</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 売出カバードワラント</u></p> <p>-----</p> <p><u>(5) 売出預託証券</u></p> <p>-----</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第二号の二様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u></p> <p>第一部 証券情報</p> <p><u>第 1 募集要項</u></p> <p>1～5の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p><u>第 2 売出要項</u></p> <p><u>1 売出有価証券</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の三様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u></p> <p>第一部 証券情報</p> <p><u>第 1 募集要項</u></p> <p>1～5の2 (略)</p> <p><u>5の3 新規発行カバードワラント</u></p> <p>-----</p> <p><u>5の4 新規発行預託証券</u></p> <p>-----</p> <p>6 (略)</p> <p><u>第 2 売出要項</u></p> <p><u>1 売出有価証券</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 売出カバードワラント</u></p> <p>-----</p> <p><u>(5) 売出預託証券</u></p> <p>-----</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第二号の三様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u></p> <p>第一部 証券情報</p> <p><u>第 1 募集要項</u></p> <p>1～5の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p><u>第 2 売出要項</u></p> <p><u>1 売出有価証券</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する省令

改 正 案	現 行
<p>第三号様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 報 告 書 〔証券取引法第24条第1項に基づ〕 く報告書</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 指数等の情報(イ)</p> <p>1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由</p> <p>2 当該指数等の推移</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(イ)・(イ-2) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>(イ)～(イ) (略)</p> <p>(イ) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社(例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者)の企業情報について記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(イ) 指数等の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。</p> <p>(1) 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。</p> <p>(2) 「当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6月間の月別最高・最低値を記載すること。</p>	<p>第三号様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 報 告 書 〔証券取引法第24条第1項に基づ〕 く報告書</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(イ)・(イ-2) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>(イ)～(イ) (略)</p> <p>(イ) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p style="text-align: center;">半 期 報 告 書</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>第3 指数等の情報(ウ)</u></p> <p><u>1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由</u></p> <p><u>2 当該指数等の推移</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(イ)・(イ-2) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>(ロ)～(ウ) (略)</p> <p><u>(ウ) 指数等の情報</u></p> <p><u>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。</u></p> <p><u>(1) 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。</u></p> <p><u>(2) 「当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の年度別最高・最低値及び当半期中6月間の月別最高・最低値を記載すること。</u></p>	<p>第五号様式</p> <p style="text-align: center;">半 期 報 告 書</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(イ)・(イ-2) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>(ロ)～(ウ) (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案

第六号様式

有 価 証 券 通 知 書
 (企業内容等の開示に関する省令)
 第 条に基づく有価証券通知書

- 1 (略)
- 2 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件(※)

区 分		発行 (売出) 数	発行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 式	株 主 割 当					
		その他の者に対する割当					
		一 般 募 集					
		(発起人の引受株式)					
		計 (総発行株式)					
	社 債						
	コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書						
	カバードワラント						
	預 託 証 券						
	売 出 し の 場 合	株 式					
社 債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書							
カバードワラント							
預 託 証 券							

現 行

第六号様式

有 価 証 券 通 知 書
 (企業内容等の開示に関する省令)
 第 条に基づく有価証券通知書

- 1 (略)
- 2 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件(※)

区 分		発行 (売出) 数	発行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 式	株 主 割 当					
		その他の者に対する割当					
		一 般 募 集					
		(発起人の引受株式)					
		計 (総発行株式)					
	社 債						
	コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書						
	カバードワラント						
	預 託 証 券						
	売 出 し の 場 合	株 式					
社 債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書							

3～5 (略)

(記載上の注意)

1 一般的事項

(略)

2 個別事項

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 新規発行(売出)有価証券

(1)～(3) (略)

(4) 「発行(売出)数」欄は、株式については「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄の区分に従い記載し、社債、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証券及びカバードワラントについては記載を要しない。

(5)～(9) (略)

(10) カバードワラントについては、当該カバードワラントに表示されるオプションの内容及び決済の方法を「摘要」欄に記載すること。

(11) 預託証券については、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容を「摘要」欄に具体的に記載すること。

(12) 新規発行有価証券について一定の権利等が付されている場合には、その旨及び権利等の内容等を記載すること。

(ホ) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

(1)・(2) (略)

(3) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証券については券面額100円についての発行価額又は売出価額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

(4)～(6) (略)

(ニ) 有価証券の引受けの概要

(1) (略)

(2) 社債、カバードワラント及び預託証券の引受けについては、引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

(3) (略)

(ト) 過去2年以内における募集又は売出し

(1) (略)

(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価格又は売出価格を、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額についての発行価格又は売出価格、外国譲渡性預金証券については申込単位当たりの発行価格又は売出価格を、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

(3) 社債及びカバードワラントについては、「発行(売出)数」欄の記載を要しない。

(4) (略)

3～5 (略)

(記載上の注意)

1 一般的事項

(略)

2 個別事項

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 新規発行(売出)有価証券

(1)～(3) (略)

(4) 「発行(売出)数」欄は、株式については「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄の区分に従い記載し、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証券については記載を要しない。

(5)～(9) (略)

(新設)

(新設)

(10) 新規発行有価証券について一定の権利等が付されている場合には、その旨及び権利等の内容等を記載すること。

(ホ) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

(1)・(2) (略)

(3) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証券については券面額100円についての発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

(4)～(6) (略)

(ニ) 有価証券の引受けの概要

(1) (略)

(2) 社債の引受けについては、引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

(3) (略)

(ト) 過去2年以内における募集又は売出し

(1) (略)

(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価格又は売出価格を、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額についての発行価格又は売出価格、外国譲渡性預金証券については申込単位当たりの発行価格又は売出価格を記載すること。

(3) 社債については、「発行(売出)数」欄の記載を要しない。

(4) (略)

伊 (略)

伊 (略)

第七号様式

有 価 証 券 届 出 書

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～2の3 (略)

2の4 カバードワラントの募集(イ-5)

2の5 預託証券の募集(イ-6)

3 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(ウ)

(1)～(4) (略)

(5) 売出カバードワラント

(6) 売出預託証券

2 (略)

第3 (略)

第二部 (略)

第三部 保証会社等の情報

第1 (略)

第2 (略)

第3 指数等の情報(ユ-3)

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

2 当該指数等の推移

第七号様式

有 価 証 券 届 出 書

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～2の3 (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(ウ)

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

第3 (略)

第二部 (略)

第三部 保証会社等の情報

第1 (略)

第2 (略)

(新設)

第四部 (略)

(記載上の注意)

1 一般的事項

(略)

2 個別事項

(イ)～(ロ) (略)

第一部 証券情報

(ウ)～(エ-4) (略)

(エ-5) カバードワラントの募集

(1) 届出書に係るカバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。

(2) 当該カバードワラントの発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。

(3) (1)及び(2)の記載事項以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

(エ-6) 預託証券の募集

(1) 届出書に係る預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。

(2) 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。

(3) 当該預託証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。

(4) (1)から(3)までの記載事項以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

(ウ)～(ウ-2) (略)

第二部 企業情報

(ウ)～(ウ) (略)

第三部 保証会社等の情報

(ウ)～(ウ) (略)

(ウ-2) 保証会社以外の会社の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社(例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者)の企業情報について記載すること。

(1) 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会名等を記載すること。

(2) 最近事業年度の損益計算書のうち、特殊な科目で金額の大きいものについて、その内容を説明すること。

(ウ-3) 指数等の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

第四部 (略)

(記載上の注意)

1 一般的事項

(略)

2 個別事項

(イ)～(ロ) (略)

第一部 証券情報

(ウ)～(エ-4) (略)

(新設)

(新設)

(ウ)～(ウ-2) (略)

第二部 企業情報

(ウ)～(ウ) (略)

第三部 保証会社等の情報

(ウ)～(ウ) (略)

(ウ-2) 保証会社以外の会社の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

(1) 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会名等を記載すること。

(2) 最近事業年度の損益計算書のうち、特殊な科目で金額の大きいものについて、その内容を説明すること。

(新設)

(1) 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

(2) 「当該指数等の推移」については、当該指数等の有価証券届出書提出日の直近5年間の年別最高・最低値及び直近6月間の月別最高・最低値を記載すること。

第四部 特別情報

(㍁)～(㍂) (略)

第四部 特別情報

(㍁)～(㍂) (略)

改 正 案	現 行
<p>第七号の二様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u></p> <p>第一部 証券情報</p> <p><u>第 1 募集要項</u></p> <p>1～2の3 (略)</p> <p><u>2の4 カバードワラントの募集</u></p> <p>-----</p> <p><u>2の5 預託証券の募集</u></p> <p>-----</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第 2 売出要項</u></p> <p><u>1 売出有価証券</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 売出カバードワラント</u></p> <p>-----</p> <p><u>(6) 売出預託証券</u></p> <p>-----</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第七号の二様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u></p> <p>第一部 証券情報</p> <p><u>第 1 募集要項</u></p> <p>1～2の3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第 2 売出要項</u></p> <p><u>1 売出有価証券</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号の三様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u></p> <p>第一部 証券情報</p> <p><u>第 1 募集要項</u></p> <p>1～2の3 (略)</p> <p><u>2の4 カバードワラントの募集</u></p> <p>-----</p> <p><u>2の5 預託証券の募集</u></p> <p>-----</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第 2 売出要項</u></p> <p><u>1 売出有価証券</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 売出カバードワラント</u></p> <p>-----</p> <p><u>(6) 売出預託証券</u></p> <p>-----</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第七号の三様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u></p> <p>第一部 証券情報</p> <p><u>第 1 募集要項</u></p> <p>1～2の3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第 2 売出要項</u></p> <p><u>1 売出有価証券</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書</u></p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 <u>指数等の情報(ク)</u></p> <p>1 <u>当該指数等の情報の開示を必要とする理由</u></p> <p>2 <u>当該指数等の推移</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別事項</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>(ウ)～(ク) (略)</p> <p>(カ) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社 <u>(例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者)の企業情報について記載すること。</u></p> <p>(キ) 指数等の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。</p> <p>(1) 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。</p> <p>(2) 「当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の年度別最高・最低値及び当半期中6月間の月別最高・最低値を記載すること。</p>	<p>第八号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書</u></p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別事項</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>(ウ)～(ク) (略)</p> <p>(カ) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号様式</p> <p style="text-align: center;">半 期 報 告 書</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 指数等の情報(※)</p> <p>1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由</p> <p>2 当該指数等の推移</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別事項</p> <p>(イ)～(フ) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(※) 指数等の情報</p> <p><u>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。</u></p> <p>(1) 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。</p> <p>(2) 「当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の年度別最高・最低値及び当半期中6月間の月別最高・最低値を記載すること。</p>	<p>第十号様式</p> <p style="text-align: center;">半 期 報 告 書</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別事項</p> <p>(イ)～(フ) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 保証会社等の情報</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(新設)</p>